

### ③ 見附市立今町小学校におけるいじめの防止等のための基本方針

はじめに

この見附市立今町小学校におけるいじめの防止等のための基本方針（以下「学校基本方針」という。）は、いじめ防止対策推進法（平成25年法律71号以下「法」という。）第13条の規定に基づき、本校におけるいじめの防止等（いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処をいう。以下同じ）のための対策を総合的かつ効果的に推進するために策定するものである。

※「いじめ」については、新潟県いじめ等の対策に関する条例（令和2年12月25日施行）で示された「いじめ類似行為」を含むものとする。

「いじめ類似行為」とは、児童に対して、当該児童が在籍する学校に在籍している等、一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む）であって、当該児童等が当該行為を知ったときに心身の苦痛を感じる蓋然性が高いものをいう。具体的には、「インターネット上で悪口を書かれた児童がいたが、被害児童が、そのことを知らずにいるような場合など」のことである。

#### 1 いじめの防止等に関する基本的な考え方

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。

いじめは、全ての児童に関係する問題であり、どの子どもにも、どの学校にも起こる可能性があることを踏まえ、本校の全ての児童を対象とし、学校の教育活動全体を通じたいじめの未然防止の具体的な取組を推進するとともに、いじめの早期発見、迅速かつ的確な対応に向けた具体的な対策について、学校全体で組織的かつ計画的・継続的に取り組む。

また、いじめ問題への取組の重要性について、保護者・地域へも認識を広め家庭、地域住民その他の関係者との連携のもと、いじめ防止等に係る取組を推進する。

#### 2 いじめ防止等の対策のための組織の設置及び取組

本校に、いじめの防止等に関する対策をより実効的に行うための組織「いじめ・不登校等対策委員会」（以下「委員会」）を設置する。

当該組織は、本校におけるいじめ防止等に係る指導や支援の体制構築、対応方針の決定、保護者及び関係機関等との連携といった対応を組織的に実施するための中核をとしての役割を担う。

#### (1) 構成員

校長、教頭、生活指導主任、教務主任、養護教諭、当該学年部

また、対応する事案の内容に応じて、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーに加え、外部専門家等の参加・協力を得る。

#### (2) 役割内容

ア) 学校基本方針に基づく、未然防止などの取組の実施、進捗状況の確認、年間計画の作成・実行・検証・修正など

イ) いじめの疑いに関する情報や児童の問題行動に係る情報の収集と記録及び情報の共有

ウ) 児童や保護者・地域への意識啓発と情報発信等

エ) 教職員の資質向上、意識啓発等に向けた研修などの企画と実施

オ) いじめやいじめが疑われる行為等への相談、通報の窓口

カ) 発見されたいじめやいじめの疑いがある事案への対応

情報の迅速な共有、関係ある児童への事実関係の聴取、指導や支援体制、対応方針の決定、保護者、関係機関等との連携など。

### 3 いじめ防止等のための具体的な取組

#### (1) いじめの未然防止のための取組

##### ① 授業改善、分かる授業の実施

教科指導において児童一人一人が生き生きと学習に取り組むことで、学校や学級における居場所を作ることに努める。

授業の中で児童一人一人のよさや得意分野を生かすようにし、児童が互いのよさや可能性が発揮できるようにする。

学習活動の中で「学び合う場」を積極的に作り、自分とは違った友達の見方や考え方等を認めたり、つまづいている友達を支えたりすることで、児童一人一人が互いの違いを認め合い、互いに支え合い、学び合う人間関係を醸成するように努める。

##### ② 道徳教育の充実

児童一人一人が学校、その他における生活場面、状況において道徳的行為を主体的に選択し、実践する意思や構えが持てるように、教育活動全体を通じて道徳教育の充実を図ることで道徳的価値の内面化を図り、道徳的実践力を身に付けられるように努める。

### ③ 人権教育・同和教育の推進

人権感覚を高めるために、指導の際は人権尊重の精神を貫いた教育活動を展開し、いじめを生むような言動について留意し、児童が発する小さなサインを見逃すことのないように日頃から丁寧に児童理解を努める。

### ④ 社会性の育成、人間関係づくりの能力の育成

ふたば班活動（縦割り班活動）や異学年交流、中1ギャップ解消の取組を年間の計画に基づいて行うことを通して、学校生活によりよく適応し、自己を生かして主体的に生活することができるように指導、援助する。

小中9か年を見通した「今町プラン」をもとに人間関係づくりの能力の育成を推進する。

### ⑤ 児童による主体的な取組

全校でいじめ見逃しゼロスクール集会を開催するとともに、中学校と連携した小中合同のいじめ見逃しゼロスクール集会を開催し、共同宣言を確認する。児童会での「あいさつ運動」を通して、多くの人と心を通わせてあいさつし、望ましい人間関係や豊かな人間関係を築く基盤を創るようにする。

### ⑥ 情報モラル、インターネットの適切な利用に関する指導

「新潟県SNS教育プログラム」を活用した、情報モラルの指導を行う。インターネットや携帯電話の利用において、深刻なトラブルに巻き込まれないように保護者に啓発活動を行う。

### ⑦ その他の指導

- ・ ストレスに適切に対処できる力の育成（相談タイムの活用）
- ・ 自己有用感や充実感を感じられる学校生活の工夫（学級活動の充実）
- ・ 職員間の情報交換、情報共有、連携の強化（学年会、職員終会の活用）

## （2）早期発見のための取組

### ① 定期的なアンケート等の実施

月1回の生活アンケートと事後の聞き取り調査を行う。

### ② 教育相談の実施と充実

年2回教育相談タイムを設け、担任とじっくり話し合う機会をつくる。

### ③ 連絡ノート等の活用

連絡帳を活用し、気になることは児童、保護者からいつでも連絡を受けられるようにする。

### ④ 相談、連絡窓口の設置と周知

担任、学年主任、養護教諭等がいつでも相談を受けるとともに、校外の相談機関についても定期的に広報する。

- ⑤ 日頃からの児童の些細な変化、兆候への気付きと的確な関わり  
生活指導に関わる研修を年2回以上開催し、児童理解に関する教職員の  
資質、力量の向上に努める。
- ⑥ 保護者、地域からの情報の収集  
P T A役員や民生児童委員、学校運営協議会委員との懇談会の中で児童  
の情報収集に努める。

(3) いじめへの対処（迅速かつ的確な対応）

- ① 組織的な対応による事実確認
  - ・ いじめられている子どもの保護
  - ・ いじめをしている子どもへの指導
  - ・ いじめられている子どもの保護者への対応
  - ・ いじめをしている子どもの保護者への対応
  - ・ その他の児童への対応
- ② 市教委への報告、指導・支援による対応
  - ・ 保護者、関係機関、専門機関と連携した対応

(4) 保護者・地域との連携及び意識啓発等

- ① 保護者・地域との連携による取組
  - ア) P T A及び地域の活動によるいじめ防止等の取組の実施
  - イ) 学校運営協議会において、自校の取組等の説明と課題解決に向けた  
対応策の検討
  - ウ) 登下校見守り、学校運営協議会、教育活動の協力者等からの定期  
的な情報収集
- ② 保護者・地域への意識啓発
  - ア) P T A総会において、いじめの防止等に関する学校基本方針及び具  
体的な取組、保護者の責務等について伝え、意識啓発を行う。
  - イ) 生活指導だより「かけはし」を発行し、保護者と共通理解を図る。
  - ウ) 「いじめ見逃しゼロスクール集会」を保護者及び地域住民にも公開し  
て実施する。

(5) 関係機関等との連携

- ① 中学校区幼保小中の連携強化
  - ・ 毎月小中連絡会を開催し、情報交換を行う。
  - ・ 年2回幼保連絡会を開催し、情報交換を行う。
  - ・ 今町小学校児童会と今町中学校生徒会が互いに連携し、今町地域あい  
さつ運動の日をめぐりに小中連携した「あいさつ運動」を実施する。

- ② 地域の民生児童委員、主任児童委員等との定期的な情報交換
  - ・ 7月に小中合同の民生児童委員との情報交換会を行う。
- ③ 見附警察署、児童相談所、見附市青少年育成センター等との連携

#### 4 重大事態への対応

##### (1) 重大事態について

重大事態とは、以下のようなケースを想定している

- ① 生命、心身又は財産に重大な被害が生じた場合
  - ・ 児童が自殺を企図した場合
  - ・ 身体に重大な傷害を負った場合
  - ・ 金品等に重大な被害を被った場合
  - ・ 精神性の疾患を発症した場合 など
- ② いじめにより、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認められる場合。（「相当の期間」については、年間30日を目安としているが、児童が一定期間、連続して欠席しているような場合も含む。）

##### (2) 重大事態発生時の対応

- ① 学校は重大事態の発生を直ちに見附市教育委員会へ報告し、指導・助言を受ける。
- ② 事案の事実関係を明確にするための調査を行う。
  - ア) 学校が調査主体となる場合
    - ・ 組織による調査体制を整える。
    - ・ 組織で、事実関係を明確にするための調査を実施する。
    - ・ いじめを受けた児童及びその保護者に対して情報を適切に提供する。
    - ・ 調査結果を見附市教育委員会に報告する。
    - ・ 見附市教育委員会の指導・助言を受けながら必要な措置をとる。
  - イ) 見附市教育委員会が調査主体となる場合
    - ・ 学校の設置者の調査依頼に必要な資料の提出など、調査に協力する。

#### 5 いじめ防止等の年間計画について

別紙「見附市立今町小学校における「いじめ防止等のための年間計画」」参照

#### 6 取組の評価と学校基本方針の見直し及び修正

##### (1) 「取組評価アンケート」等の実施

P D C A サイクルで取組を実施するとともに、「取組評価アンケート」等を

活用し、定期的に取り組の評価と見直しを行う。

(2) 学校基本方針の見直しと修正

「取組評価アンケート」等の結果及び評価等に基づき、必要に応じて学校基本方針の見直しと修正を行う。

**【参考】**

○ いじめの定義（法の第2条）

この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与えている行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

○ いじめ基本方針の策定（法の第13条）

学校は、国の基本方針又は地域基本方針を参酌し、その学校の実情に応じ「学校いじめ防止基本方針」を定める。

○ 組織の設置（法の第22条）

学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、複数の教職員・心理、福祉等の専門的知識を有する者その他の関係者により構成される「組織」を置くものとする。

○ 保護者の責務等（法の第9条）

保護者は、子の教育について第一義的責任を有する者であって、その保護する児童等がいじめを行うことがないように、当該児童等に対し、規範意識を養うための指導その他の必要な指導を行うよう努めるものとする。

令和6年4月改訂